

## 研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

### 研修で学んだことをご記入下さい

- ・令和5年10月1日以降、インボイス（適格請求書）の発行を受けている事業者のみ消費税の仕入税額控除ができるようになる。
- ・インボイス発行事業者になるためには課税事業者になる必要がある。
- ・インボイス登録申請書の提出期限は令和5年3月31日。
- ・免税事業者等からの課税仕入れについて、経過措置として令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日は50%を控除できる。
- ・簡易課税を選択している場合はインボイスの受け取り・保存は必要ない。
- ・免税事業者が登録する場合、登録日から課税事業者となる。課税事業者選択届出書を提出すると期首から課税事業者となってしまう。

### 研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

インボイス制度のことは理解しているつもりでしたが、登録申請書の提出期限を知りませんでした。また、課税事業者選択届出書を出してからインボイス発行事業者の登録申請をするものだと思っていたので、まだまだ勉強が足りないと感じました。

### 質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

飲食やタクシー以外にも業種ごとにインボイス制度がどう影響するかを詳しく知りたいと思いました。

### 感想をご記入下さい

私はBtoBの免税事業者で、登録期限まで半年強なので今から対応を進めていかないとあっという間に制度が始まってしまうと思いました。  
また、インボイス発行事業者になるか免税事業者のままでいるか、どちらが得なのかの判断ができるよう、もっと理解を深める必要があると感じました。

ご記入ありがとうございました！

